

飛 監 第 6 2 号

令和 4年8月23日

飛驒市長 都 竹 淳 也 様

飛驒市監査委員 島 田 哲 吉

飛驒市監査委員 葛 谷 寛 徳

令和3年度飛驒市健全化判断比率、資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和3年度

飛騨市健全化判断比率審査意見書

飛騨市資金不足比率審査意見書

飛騨市監査委員

## I 令和3年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象	1
第2 審査の期日	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1

## II 令和3年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象	2
第2 審査の期日	2
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2

## I 令和3年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

令和3年度飛騨市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 2 審査の期日

令和4年7月22日

### 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- ・ 健全化判断比率は、正確に算定されているか
- ・ その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	13.15
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	18.15
実質公債費比率	13.7	13.8	13.9	13.8	13.6	13.0	25.0
将来負担比率	—	—	—	—	—	—	350.0

備考 ① 算定数値がないものは「—」と記載した。

② 実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模により算定されるため、毎年変動する。

#### (2) 個別意見

① 実質公債費比率は、指標算定の分母に含まれる普通交付税によって大きく変動するものであるが、当年度は13.7%と前年と比較して0.1ポイント好転した。引き続き、分子の公債費が増大しないよう注視していく必要がある。

② 将来負担比率は、当年度も数値なしの結果となり、早期健全化基準の350%を大きく下回っていることから特段問題はない。

## Ⅱ 令和3年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

令和3年度飛騨市特別会計のうち、公営事業に係る公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 2 審査の期日

令和4年7月22日

### 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- ・ 資金不足比率は、正確に算定されているか
- ・ その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	20.0
国民健康保険病院事業会計	—	—	—	—	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	—	20.0
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	—	20.0
農村下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	—	20.0
個別排水処理施設事業特別会計	—	—	—	—	—	—	20.0
下水道汚泥処理事業特別会計	—	—	—	—	—	—	20.0

備考：算定数値がないものは「—」と記載した。

#### (2) 個別意見

すべての会計で資金剰余額が確認され、資金不足比率は認められなかった。